

住田町告示第88号

花粉の少ない森林への転換促進対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

住田町長 神 田 謙 一

花粉の少ない森林への転換促進対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 森林環境譲与税を財源とし、スギ花粉発生源対策推進方針（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）に定めるスギ花粉発生源対策の加速化を図るため、事業実施主体が花粉の少ない森林への転換促進対策事業（以下「補助事業」という。）を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、住田町補助金交付規則（昭和33年住田町規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第2条 事業実施主体は、町内において補助事業を行う者で、町税の滞納がないものとする。

2 補助事業のメニュー、事業種目、工種又は区分及び補助対象経費は、別表第1のとおりとする。ただし、次の各号に掲げるものに相当する額は、補助対象経費としない。

(1) 他の補助金又は交付金等の交付決定を受けた、又は受ける予定の経費

(2) 仕入税額控除を行う場合における仕入税額控除の対象となる消費税及び地方消費税

3 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）と500万円のいずれか少ない額とする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第3条 規則第6条第1号及び第2号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助金額の増額又は30%を超える減額を伴う変更

(2) 事業種目の新設、中止又は廃止

(申請の取下げ期日)

第4条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(立入検査等)

第5条 町長は、予算の執行の適正を期するため、事業実施主体に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物

件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 事業実施主体は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、町長が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

（概算払）

第6条 町長は、必要があると認める場合は、補助金を概算払することができる。

- 2 事業実施主体は、前項に規定する補助金の概算払を請求しようとするときは、花粉の少ない森林への転換促進対策事業補助金概算払請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（提出書類及び提出期日）

第7条 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

（補助金の交付条件）

第8条 事業実施主体は、補助事業に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

- 2 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、森林環境譲与税を財源に整備したものであることを周知するよう努めるものとし、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- 3 町長は、事業実施主体が規則第18条の承認を得て財産を処分したことにより収入を得たときは、当該収入の全部又は一部を、町に対して納付させることがある。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表第1（第2条関係）

メニュー①	メニュー②	事業種目	工種又は区分	補助対象経費
1 スギ材の需要拡大対策	1 木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化）	1 木材加工流通施設整備	合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）別表1の第2に定めるところによる。	国実施要領別表2に定めるところによる。
	2 木材加工流通施設等整備（低コスト化）	2 スtockヤード整備		
	3 品目転換施設整備 4 高度加工処理施設整備 5 木材加工流通施設等整備（供給力強化）			
	6 スtock強化	スtock強化		
2 スギ人工林の伐採・植替え等の加速化	低コスト造林等	機械器具整備		
3 高性能林業機械等の整備	高性能林業機械等の整備	林業機械の整備【素材生産型】	同上	機械購入費
4 民間事業者による苗木増産の支援	民間事業者による苗木増産の支援	コンテナ苗木生産基盤施設等整備	同上	国実施要領別表2に定めるところによる。

別表第2（第7条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期限
規則第4条の規定による書類	花粉の少ない森林への転換促進対策事業補助金交付申請書	第1号	1部	別に定める。
	1 事業計画書	第2号	1部	
	2 収支予算書	第3号	1部	
	3 その他町長が必要と認める書類			
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	花粉の少ない森林への転換促進対策事業変更（中止、廃止）承認申請書	第4号	1部	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から15日以内
	1 事業計画書	第2号	1部	
	2 収支予算書	第3号	1部	
	3 その他町長が必要と認める書類			
規則第13条第1項の規定による書類	花粉の少ない森林への転換促進対策事業補助金請求（精算）書	第5号	1部	事業完了後15日以内又は3月20日のいずれか早い日
	1 事業実績書	第2号	1部	
	2 収支精算書	第3号	1部	
	3 その他町長が必要と認める書類			